

別表

交付金の区分	経費の内容	交付額等																				
農地維持支払交付金	実施要綱第4の1のとおり	<p>次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。</p> <p>1 基本単価</p> <table border="1" data-bbox="890 535 1386 824"> <tr> <td colspan="2">農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> <tr> <td>田</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250円</td> </tr> </table>	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	3,000円	畑	2,000円	草地	250円										
農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	3,000円																					
畑	2,000円																					
草地	250円																					
資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）	実施要綱第4の2(1)のとおり	<p>次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。</p> <p>1 基本単価</p> <table border="1" data-bbox="890 1099 1386 1388"> <tr> <td colspan="2">資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> <tr> <td>田</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>240円</td> </tr> </table> <p>2 継続地区の交付単価</p> <table border="1" data-bbox="890 1480 1386 1769"> <tr> <td colspan="2">資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> <tr> <td>田</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>※活動を開始してから5年を経過した対象組織については基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。</p> <p>3 加算単価</p> <p>(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動</p>	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	2,400円	畑	1,440円	草地	240円	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	1,800円	畑	1,080円	草地	180円
資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	2,400円																					
畑	1,440円																					
草地	240円																					
資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	1,800円																					
畑	1,080円																					
草地	180円																					

への支援

資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価

地目	交付単価
田	400円
畑	240円
草地	40円

※多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り上記交付単価を加算できる。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援

資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価

地目	交付単価
田	400円
畑	240円
草地	40円

※(1)の支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り(1)の表中の単価に更に上記交付単価を加算できる。

ア 構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

イ 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実

践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に
日に行う場合

(3) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの 交付単価	
--------------------------------	--

地目	交付単価
田	400 円

事業計画に定める活動期間中に、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、上の表に定めるとおりとする。

ア 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする。）

イ 広域活動組織にあつては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からは排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする。）

※多面的機能の増進を図る活動の取扱い

1、2のいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に 5 / 6 を乗じて得た額を交付単価とする。

<p>資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）</p>	<p>実施要綱第4の2(2)のとおり</p>	<p>次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="890 338 1406 622"> <thead> <tr> <th colspan="2">資源向上活動（長寿命化）の10アール当たりの交付単価</th> </tr> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、実施要綱別紙2の第6の2(2)表中の①の交付単価の欄に定める単価（実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。また、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。</p>	資源向上活動（長寿命化）の10アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	4,400円	畑	2,000円	草地	400円		
資源向上活動（長寿命化）の10アール当たりの交付単価														
地目	交付単価													
田	4,400円													
畑	2,000円													
草地	400円													
<p>組織の広域化・体制強化</p>	<p>実施要綱第4の2(3)のとおり</p>	<table border="1" data-bbox="890 1234 1426 1704"> <thead> <tr> <th>都府県</th> <th>交付額 (年・組織)</th> <th>総額 (5年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3集落以上又は50ha以上 200ha未満</td> <td>4万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>200ha以上 1,000ha未満 又は特定非営利活動法人</td> <td>8万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha以上</td> <td>16万円</td> <td>80万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和5年度に受けている組織に対して、同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、上記表中の交付額とする。また、最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援することとする。</p>	都府県	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)	3集落以上又は50ha以上 200ha未満	4万円	20万円	200ha以上 1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	8万円	40万円	1,000ha以上	16万円	80万円
都府県	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)												
3集落以上又は50ha以上 200ha未満	4万円	20万円												
200ha以上 1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	8万円	40万円												
1,000ha以上	16万円	80万円												